

「日常生活支援住居施設の認定及び日常生活支援委託事務費の取扱いについて」(令和2年4月3日付け社援保発0403第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)新旧対照表

改正	現行
<p style="text-align: right;">社援保発0403第1号 令和2年4月3日</p> <p style="text-align: center;">〔<u>改正 社援保発0701第1号</u> 令和2年7月1日〕</p> <p>都道府県 各 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中核市</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局保護課長 (公印省略)</p> <p>日常生活支援住居施設の認定及び日常生活支援委託事務費の取扱いについて</p> <p>標記について、日常生活支援住居施設の認定の要件等については「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」(令和2年厚生労働省令第44号。以下「要件省令」という。)及び「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件について」(令和2年3月27日厚生労働省発社援0324第14号社会・援護局長通知)により、日常生活支援委託事務費については、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」(平成20年3月31日厚生労働省発社援第0331011号厚生労働事務次官通知。以下「支弁基準」という。)により、その取扱いを示しているところであるが、日常生活支援住居施設の認定及び日常生活支援委託事務費の<u>具体的な取扱い</u>については、下記のとおりとするので、管内保護の実施機関及び関係機関等に周知の上、遺漏なきよう取り扱われたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 日常生活支援住居施設及び日常生活支援委託事務費の認定等について</p>	<p style="text-align: right;">社援保発0403第1号 令和2年4月3日</p> <p>都道府県 各 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中核市</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局保護課長 (公印省略)</p> <p>日常生活支援住居施設の認定及び日常生活支援委託事務費の取扱いについて</p> <p>標記について、日常生活支援住居施設の認定の要件等については「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」(令和2年厚生労働省令第44号。以下「要件省令」という。)及び「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件について」(令和2年3月27日厚生労働省発社援0324第3号社会・援護局長通知)により、日常生活支援委託事務費については、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」(平成20年3月31日厚生労働省発社援第0331011号厚生労働事務次官通知。以下「支弁基準」という。)により、その取扱いを示しているところであるが、日常生活支援住居施設の認定及び日常生活支援委託事務費の<u>認定の事務</u>については、下記のとおりとするので、管内保護の実施機関及び関係機関等に周知の上、遺漏なきよう取り扱われたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 日常生活支援住居施設及び日常生活支援委託事務費の認定等について</p>

1 日常生活支援住居施設及び日常生活支援委託事務費の認定申請について

(1) (略)

(2) 日常生活支援委託事務費の支援体制加算等の認定申請

日常生活支援住居施設のうち、支弁基準の5(1)の支援体制加算及び宿直体制加算の対象となることを希望する施設は、要件を満たしたとき及び毎年度当初に別添の申請書(様式3)により、生活支援員の勤務体制や重点的要支援者の入所実績など各加算の算定要件を満たすことの申告及び加算の認定の申請を行うものとする。

2 日常生活支援住居施設の認定及び日常生活支援委託事務費の単価設定

(1) (略)

(2) 日常生活支援委託事務費の単価の設定

都道府県知事等は、第1の2(1)により認定した施設の所在地及び定員と、第1の1(2)の支援体制加算等の認定申請があった場合には、第2の2要件等に適合しているか内容を審査の上、当該施設にかかる日常生活支援委託事務費の単価(加算分を含む)を設定し、別添の通知書(様式5)により、申請者に通知すること。

3 福祉事務所等への通知

都道府県知事等は、第1の2(1)の施設の認定及び第1の2(2)の単価の設定を行った場合には、当該認定等に係る日常生活支援住居施設の施設名や定員、地域区分等の必要事項等について、都道府県知事は管内の保護の実施機関の長並びに当該都道府県内の指定都市長及び中核市長に対し、指定都市長及び中核市長は、当該市が所在する都道府県知事並びに都道府県内の他の指定都市市長及び中核市長に対してそれぞれ通知し、周知を図ること。

また、都道府県知事等は、管外の保護の実施機関の長が保護の実施責任を有する被保護者が当該施設に入所する場合には、当該保護の実施機関の長に対しても、当該認定等に係る日常生活支援住居施設の施設名や定員、地域区分等の必要事項等を通知すること。

なお、通知内容に変更が生じた場合も同様に通知すること。

第2 日常生活支援委託事務費の取扱いについて

1 日常生活支援住居施設及び日常生活支援委託事務費の認定申請について

(1) (略)

(2) 日常生活支援委託事務費の支援体制加算等の認定申請

日常生活支援住居施設のうち、支弁基準の5(1)の支援体制加算及び宿直体制加算の対象となることを希望する施設は、毎年度、別添の申請書(様式3)により、生活支援員の勤務体制や重点的要支援者の入所実績など各加算の算定要件を満たすことの申告及び加算の認定の申請を行うものとする。

2 日常生活支援住居施設の認定及び日常生活支援委託事務費の単価設定

(1) (略)

(2) 日常生活支援委託事務費の単価の設定

都道府県知事は、第1の2(1)により認定した施設の所在地及び定員と、第1の1(2)の支援体制加算等の認定申請があった場合には、第2の2要件等に適合しているか内容を審査の上、当該施設にかかる日常生活支援委託事務費の単価(加算分を含む)を設定し、別添の通知書(様式5)により、申請者に通知すること。

3 福祉事務所等への通知

都道府県知事等は、第1の2(1)の施設の認定及び第1の2(2)の単価の設定を行った場合には、当該認定等に係る日常生活支援住居施設の施設名や定員、地域区分等の必要事項等について、都道府県知事は管内の保護の実施機関の長並びに当該都道府県内の指定都市長及び中核市長に対し、指定都市長及び中核市長は、当該市が所在する都道府県知事並びに都道府県内の他の指定都市市長及び中核市長に対してそれぞれ通知し、周知を図ること。

また、管外の保護の実施機関の長が保護の実施責任を有する被保護者が当該施設に入所する場合には、当該保護の実施機関の長に対しても通知すること。

なお、通知内容に変更が生じた場合も同様に通知すること。

第2 日常生活支援委託事務費の取扱いについて

1 一般事務費単価の取扱い

ア 支弁基準別表（3）に掲げる一般事務費は、当該施設の所在地域、入所定員に応じて、入所日数1日当たりの単価を算定すること。

なお、当該施設に家族等での入所を前提とした居室を設けている場合は、1世帯を入所定員1人と読み替えて単価表を当てはめるものとし、一般事務費の算定についても、1世帯を入所者1人とみなして入所日数1日当たりの単価を算定すること。

イ 日常生活住居支援施設の入所定員に変更があり、支弁基準別表（3）の単価の区分が変更になる場合、その変更があった日の属する月の翌月（当該日が月の初日であるときはその月）から新たな定員に基づき単価を変更することとし、第1の2（2）と同様に申請者に通知すること。

2 各種加算の取扱いについて

（1）入所定員の取扱い

支弁基準5（1）別添の支援体制加算及び宿直体制加算における「入所定員」の取扱いは、第2の1で示す一般事務費単価における取扱いと同様であること。

（2）重点的要支援者の定義等

ア 支弁基準5（1）別添の支援体制加算及び宿直体制加算における「別に定める重点的要支援者」は、次のいずれかに該当する者とする。

（ア）～（カ） （略）

イ 支弁基準5（1）別添の支援体制加算及び宿直体制加算における「重点的要支援者の全入所者数に占める割合」の算定には、原則として前年度における入居者の在籍した月の延べ数を用いることとする。

（例） （略）

ただし、認定の初年度においては申請時点で在籍している入居者数を、認定の翌年度においては認定月から当該年度末月までの期間に在籍している入居者数を、それぞれ算定に用いて差し支えない。

なお、年度途中の再算定は原則として行わない。

（3）宿直体制加算の対象となる勤務体制等

1 一般事務費単価の取扱い

ア 支弁基準別表（3）に掲げる一般事務費は、当該施設の所在地域、入所定員に応じて、入所日数1日当たりの単価を算定すること。

なお、当該施設に世帯での入所を前提として世帯用の居室を設けている場合は、1世帯を入所定員1人と読み替えて単価表を当てはめるものとし、一般事務費の算定についても、1世帯を入所者1人とみなして入所日数1日当たりの単価を算定すること。

イ 日常生活住居支援施設の取扱定員に変更があり、支弁基準別表（4）の単価の区分が変更になる場合、その変更があった日の属する月の翌月（当該日が月の初日であるときはその月から）から新たな定員に基づき単価を変更することとし、第1の2（2）と同様に申請者に通知すること。

2 各種加算の取扱いについて

（1）支援体制加算

ア 支弁基準5（1）別添の「別に定める重点的要支援者」は、次のいずれかに該当する者とする。

（ア）～（カ） （略）

イ 支弁基準5（1）別添の「重点的要支援者の全入所者数に占める割合」の算定には、原則として前年度における入居者の在籍した月の延べ数を用いることとする。

（例） （略）

ただし、認定の初年度においては、申請時点で在籍している入居者数を算定に用いて差し支えない。

なお、年度途中の再算定は原則として行わない。

（2）宿直体制加算

ア 支弁基準5（1）の宿直体制加算は、「重点的要支援者の全入所者数に占める割合」が50%以上であって、夜間及び深夜の時間帯（各事業所において入所者の生活サイクルに応じて、1日の活動終了時刻から開始時刻（午後10時から翌日の午前5時までは最低限含むものとする。）を基本として設定するものとする。）を通じて宿直勤務を行う職員が1人以上配置されている場合に算定するものとする

なお、夜間及び深夜の時間帯における宿直職員の勤務時間については、生活支援員の常勤換算の算定時間を含めることはできず、宿直体制加算の対象となる職員として算定すること。

イ （略）

（4）支援体制加算又は宿直体制加算の要件を満たさなくなった場合の取扱い

生活支援員又は宿直担当職員の退職などにより、支援体制加算又は宿直体制加算の要件を満たさなくなった場合には、当該施設は速やかに別添の申請書（様式3）により、所管の都道府県知事等に通知すること。

日常生活支援住居施設から通知を受けた都道府県知事等は、要件を満たさなくなった日の属する月の翌月（当該日が月の初日であるときはその月）から当該加算の区分を変更又は対象外とし、管内の保護の実施機関等に通知すること。

3 一般事務費単価の減算等について

（1）職員配置に人員欠如が生じた場合における減算

日常生活支援住居施設の職員配置に人員欠如が生じ、要件省令第10条から第12条までの規定を満たさなくなった場合、要件省令第2条第3項の規定により所管の都道府県知事等に通知する必要がある。減算については、人員の欠如が生じた日の属する月の翌月から人員の欠如が解消した日の属する月（ただし、当該日が月の初日であるときはその前月）まで適用することとし、都道府県知事等は管内の保護の実施機関等に通知すること。当該施設の全体について、単価の100分の70（10円未満は切り捨て）を算定することとし、減算を開始してから継続して四月目以降は単価の100分の50（10円未満は切り捨て）を算定することとする。

ア 支弁基準5（1）の宿直体制加算は、「重点的要支援者」の全入所者数に占める割合が50%以上で、夜間及び深夜の時間帯（各事業所において入所者の生活サイクルに応じて、1日の活動終了時刻から開始時刻（午後10時から翌日の午前5時までは最低限含むものとする。）を基本として設定するものとする。）を通じて宿直勤務を行う職員が1人以上配置されている場合に算定するものとする。この場合、重点的要支援者の全入所者数に占める割合の算定は、支援体制加算の算定方法と同様とする。

なお、夜間及び深夜の時間帯における宿直職員の勤務時間については、生活支援員の常勤換算の算定時間を含めることはできず、宿直体制加算の対象となる職員として算定すること。

イ （略）

（3）生活支援員及び宿直職員の配置に変更があった場合の支援体制加算の取扱い

生活支援員又は宿直担当職員の退職など職員体制に変更が生じた場合には、当該施設は速やかに要件省令第2条第3項の規定により所管の都道府県知事に通知すること。

これにより、支援体制加算の要件を満たさなくなった場合は、翌月から当該加算の区分の変更又は対象外とすることとし、都道府県知事は管内の保護の実施機関等に通知すること。

3 日常生活支援委託事務費の減算等について

（1）職員配置に人員欠如が生じた場合における減算

日常生活支援住居施設の職員配置に人員欠如が生じた場合、要件省令第2条第3項の規定により所管の都道府県知事に通知する必要がある。減算については、人員の欠如が生じた日の属する月の翌月（当該日が月の初日である場合にはその月から）から適用することとし、都道府県知事は管内の保護の実施機関等に通知すること。当該施設の全体について、単価の100分の70（10円未満は切り捨て）を算定することとし、減算を開始してから継続して四月目以降は単価の100分の50（10円未満は切り捨て）を算定することとする。

(2) 個別支援計画の作成が適切に行われていない場合における減算
個別支援計画の作成が適切に行われていない被保護者については、単価の100分の70（10円未満は切捨て）を算定することとし、当該計画を作成した日の属する月の前月までの期間を減算の対象とすること。また、減算を開始してから継続して四月目以降は単価の100分の50（10円未満は切捨て）を算定すること。

(3) (1) 及び (2) 双方の減算が適用される場合の計算方法
(1) 及び (2) の減算のどちらにも該当する場合には、(1) 及び (2) それぞれの減算掛率を乗じた後に10円未満を切り捨てる端数処理を行うこと。

(4) 施設に在籍したまま入院した場合の取扱い
(略)

第3 (略)

(2) 個別支援計画の作成が行われていない場合における減算
個別支援計画の作成が行われていない場合、当該計画が未作成となっている被保護者については、単価の100分の70（10円未満は切捨て）を算定することとし、当該計画を作成した日の属する月（当該日が月の初日である場合は、前月）までの期間を減算の対象とすること。また、減算を開始してから継続して四月目以降は単価の100分の50（10円未満は切捨て）を算定すること。

(3) 施設に在籍したまま入院した場合の取扱い
(略)

第3 (略)

別添参考様式

別添参考様式

以下の様式は参考例であり、これらを参考に自治体が独自に様式を定めることは差し支えない。

- ・様式 1 日常生活支援住居施設認定申請書
- 様式 1 関係① 経歴申告書
- 様式 1 関係② 日常生活及び社会生活上の支援を必要とする者に対する処遇に関する項目
- 様式 1 関係③ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧（様式 3 関係①と同じ）
- 様式 1 関係④ 在所者一覧表
- ・様式 2-1 日常生活支援住居施設変更届
- ・様式 2-2 日常生活支援住居施設認定辞退届
- ・様式 3 日常生活支援委託事務費に係る支援体制加算宿直体制加算対象施設の認定について
- 様式 3 関係① 従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表（様式 1 関係③と同じ）
- 様式 3 関係② 月別の入居者数・重点的要支援者数一覧
- ・様式 4-1 日常生活支援住居施設認定通知書
- ・様式 4-2 日常生活支援住居施設不認定決定通知書
- ・様式 5 日常生活支援委託事務費設定通知書
- ・様式 6 日常生活支援住居施設認定取消等通知書
- ・様式 7 日常生活支援委託事務費請求額通知書

別添参考様式

別添参考様式

以下の様式は参考例であり、これらを参考に自治体が独自に様式を定めることは差し支えない。

- ・様式 1 日常生活支援住居施設認定申請書
- 様式 1 関係① 経歴申告書
- 様式 1 関係② 日常生活及び社会生活上の支援を必要とする者に対する処遇に関する項目
- 様式 1 関係③ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧（様式 3 関係①と同じ）
- 様式 1 関係④ 在所者一覧表
- ・様式 2-1 日常生活支援住居施設変更届
- ・様式 2-2 日常生活支援住居施設認定辞退届
- ・様式 3 日常生活支援委託事務費に係る支援体制加算宿直体制加算対象施設の認定について
- 様式 3 関係① 従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表（様式 1 関係③と同じ）
- 様式 3 関係② 月別の入居者数・重点的要支援者数一覧
- ・様式 4-1 日常生活支援住居施設認定通知書
- ・様式 4-2 日常生活支援住居施設不認定決定通知書
- ・様式 5 日常生活支援委託事務費設定通知書
- ・様式 6 日常生活支援住居施設認定取消等通知書
- ・様式 7 日常生活支援委託事務費請求額通知書

(様式3)

様式3

令和 年 月 日

〇〇県知事 殿

〔施設設置者〕

所在地

法人名

代表者

印

日常生活支援委託事務費に係る 支援体制加算 対象施設の認定について
宿直体制加算

標記について、関係書類を添えて申請するので、よろしくお取り計らい願いたい。

1. 日常生活支援住居施設の名称

2. 原因

年度改定 定員変更 従業者等の増減 その他()

3. 申請内容

(1) 支援体制加算

令和 年 月分から

I (10:1)

II (7.5:1)

III (5:1)

なし (対象外)

(2) 宿直体制加算

令和 年 月分から

1人体制

2人体制

3人体制

なし (対象外)

4. 添付書類

(1) 従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表〔指定様式〕

(2) 月別の入居者数・重点的要支援者数一覧〔指定様式〕

(3) その他必要な書類

(様式3)

様式3

令和 年 月 日

〇〇県知事 殿

〔施設設置者〕

所在地

法人名

代表者

印

日常生活支援委託事務費に係る 支援体制加算 対象施設の認定について
宿直体制加算

標記について、関係書類を添えて申請するので、よろしくお取り計らい願いたい。

1. 日常生活支援施設の名称

2. 添付書類

(1) 従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表〔指定様式〕

(2) 月別の入居者数・重点的要支援者数一覧〔指定様式〕

(様式3関係②) (略)

(様式4-1)

様式4-1

日常生活支援住居施設認定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

〇〇県知事 印

令和 年 月 日付けで申請のあった生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設としての認定について、「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」（令和2年厚生労働省令第44号）第1条第1項各号に規定する要件を全て満たしているものと認め、下記のとおり認定したので通知します。

記

1. 施設の名称 _____

2. 施設の所在地 _____

3. 事業の入所定員数 _____ 世帯 _____ 人

4. 認定効力発生日 _____ 令和 年 月 日

(参考)

1. この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内の間（この決定があった日から起算して1年を超えられません）に限り、〇〇県知事に対して審査請求をすることができます。

2. この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間（この決定があった日から起算して1年を超えられません）に限り、〇〇県知事を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。

(様式3関係②) (略)

(様式4-1)

様式4-1

日常生活支援住居施設認定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

〇〇県知事 印

令和 年 月 日付けで申請のあった生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設としての認定について、「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」（令和2年厚生労働省令第44号）第1条第1項各号に規定する要件を全て満たしているものと認め、下記のとおり認定したので通知します。

記

1. 施設の名称 _____

2. 施設の所在地 _____

3. 事業の入所定員数 _____ 世帯 _____ 人

4. 認定効力発生日 _____ 令和 年 月 日

(様式4-2) (略)

(様式5)

様式5

第 号
令和 年 月 日

様
〇〇県知事 甲

日常生活支援委託事務費支弁**基準額設定通知書**

令和 年 月 日付けであった(新規施設の認定 変更の届出 加算の認定申請)について、
下記のとおり**一般事務費単価の設定、及び加算の認定**をしたので通知します。

配

1. 施設種別	日常生活支援住居施設
2. 施設名	_____
3. 地域区分	(____/100 の地域 その他の地域)
4. 入所定員	____世帯____人
5. 重点的支援者の全入所者数に占める割合	____%
6. 一般事務費単価	____円
7. 支援体制加算	____円・(I II III 非該当)
8. 宿直体制加算	____円・(1人体制 2人体制 3人体制 非該当)
9. 適用期間	令和____年____月 ~ 令和____年____月
10. その他	

(様式4-2) (略)

(様式5)

様式5

第 号
令和 年 月 日

様
〇〇県知事 甲

日常生活支援委託事務費設定通知書

令和 年 月 日付けであった(新規施設の認定 変更の届出 加算の認定申請)について、
下記のとおり**日常生活支援住居委託事務費の単価を設定、及び加算を認定**したので通知します。

配

1. 施設種別	日常生活支援住居施設
2. 施設名	_____
3. 地域区分	(____/100 の地域 その他の地域)
4. 入所定員	____世帯____人
5. 重点的支援者の全入所者数に占める割合	____%
6. 委託事務費基準額	____円
7. 支援体制加算	____円・(I II III 非該当)
8. 宿直体制加算	____円・(該当 非該当)
9. 適用期間	令和____年____月 ~ 令和____年____月
10. その他	

(様式6) (略)

(様式7)

様式7 年 月 日

日常生活支援委託事務費 請求額通知書 (年 月分)

御中

法人名 _____
 施設名 _____
 所在地 _____
 責任者 _____

標記について、下記のとおり請求いたします。

請求金額 _____ 円

【事業所基本情報】

定員	一般事務費単価	支援体制加算	宿直体制加算	委託事務費 支弁基準額	人員欠りの状況

【事業実績】(貴福祉事務所分)

委託対象 世帯	委託事務費 算定対象日数	個別支援計画未作成		重点的 要支援者	本人支払額 合計
		3月未満	3月以上		

【内訳】：別添委託入所者一覧表のとおり

【振込先】

金融機関	
支店名	
口座番号	
口座名義	

(様式6) (略)

(様式7)

様式7 年 月 日

日常生活支援委託事務費 請求額通知書 (年 月分)

御中

法人名 _____
 施設名 _____
 所在地 _____
 責任者 _____

標記について、下記のとおり請求いたします。

請求金額 _____ 円

【事業所基本情報】

定員数	基本単価	支援体制加算	宿直体制加算	合計	職員体制

【事業実績】(貴福祉事務所分)

入所 実人数	届ぐ 算定日数	計画未策定者		重点的 要支援者	本人支払額計	委託事務費計算定額
		3月未満	3月以上			

【内訳】：入所者一覧表 別紙のとおり

【振込先】

金融機関	
支店名	
口座番号	
口座名義	

